

延喜式神名帳「壹岐島中津神社名神大」とあり、同考證に、「中津島姫命、舊事記云、市杵島姫命、亦云中津島姫命、姓氏錄云、安曇連、于都斯奈賀命之後也」と云ひ、神社叢書に、「中津は奈加都と訓べし、祭神中津島姫命、新城村に在す、式三<sup>臨時</sup>名神祭二百八十五座、<sup>略</sup>壹岐島中津神社一座、舊事紀云、中津島姫命者、是所居、于中島者、此市杵島姫命也」とあり、壹岐國續風土記所引、壹岐式社考に曰く、

「中津神社、所祭火之瓊々杵尊、天兒屋根命、天太玉命也、云々」

神祇志料には、今新城村に在りとのみにて別に祭神を記さず、嵯峨天皇弘仁二年辛卯冬十月朔、神勅によりて、神代の君、璽を寫し奉り、神體に象り、此地に渡し奉る、即ち玆に鎮座あり、文德天皇仁壽元年辛未春正月庚子、勅して正六位上を授け、陽成天皇元慶元年丁酉九月廿五日癸亥、中臣忌部の兩氏參向して、幣帛を奉る事あり、之れ大嘗會の御供なり、朱雀天皇天慶三年庚子、位一階を進め給ふ、白川天皇永保元年辛酉三月、更に一階を進め給ふ、崇徳天皇永治元年辛酉秋七月、更にまた一階を進め給ふ、高倉天皇治承四年庚子十二月、また一階を、後鳥羽天皇永曆二年乙巳三月三日、同じく一階を進め給ふ、又壹岐國續風土記所引、壹岐神社帳に曰く、

「中津神社、古來鎮座、萬治四年辛丑再建、延寶四丙辰年、木鏡御正體一面石額是を獻せらる、云々」

又松浦肥前守鎮信在判壹岐國神社考に、

「中津神社は壹岐郡管領社<sup>大神</sup>と坐せば、壹岐郡の宗社にして、重き神社なり、當社は、天津彦火之瓊々杵尊にして、豐葦原中津國を治め知ろしめし、大神なるが故に、中津大神と申し奉る、云々」

と見え、又太宰管内志に、「中津ノ神社、延喜式に壹岐郡中津ノ神社あり、中津は那珂都とよむべし、中津は地名なり、壹岐國に、中津神社、在新城村本村、祭神瓊々杵尊、天兒屋根命、天太玉命也、有御殿拜殿、境内東西三十八

間半、南北四十間半、周匝百三十八間、社領水田壹畝七步半、火田壹畝十五步、又壹岐島若宮記云、若宮大明神之御母號仲媛、則應神天皇之御后仲姫命也、此媛神之垂迹曰仲津宮大明神、今或稱瓊々杵尊不知何故、又壹岐式社考云、祭瓊々杵尊、兒屋根命、太玉命之社、延寶已前號仲津宮、或稱式外社、定祭九月十四日、と見えたり、地圖を按ずるに、仲津神社は瀬戸ノ浦の北にあり、仲津神社より北ノ方ノ海邊に田浦、魚屋場といふものあり、と云へり、本朝神社牒に、「中津神社、社人、吉野彈正、但松浦肥前守領分」とあり、明治七年六月郷社に列せらる、

社殿は本殿、拜殿を備へ、境内二百三十四坪(官有地第一種)を有す。

例祭日 六月十四日

會計法適用  
指定年月日

神饌幣帛料供進  
指定年月日  
氏子戸數 未詳  
崇敬者員數

○長崎縣對馬國下縣郡嚴原町大字中村

郷社

八幡宮

祭神

玉佐姫命 神功皇后 仲哀天皇  
豐玉姫命 應神天皇

延喜式神名帳に、對馬島下縣郡和多郡美神社とある是なり、神功皇后韓國より御凱旋の途次、此地に着かせたまひ、伊豆原に御輿を止め、仰ぎて清水山を眺めたまひて、此山は、神靈の止りゐます所なりと宣ひて、其山